

津和野町

人権・同和行政基本指針

2015(平成27)年3月

津和野町・津和野町教育委員会

はじめに

21世紀は「人権の世紀」といわれています。

過去の二度にわたる悲惨な世界大戦において多くの尊い命が失われました。このことは、「人権」という基本的な権利が不当に侵害されてきたことを意味します。その反省から、1948（昭和23）年に国際連合で「世界人権宣言」が採択されて以来、平和の礎として、国際社会全体で人権の尊重に取り組もうとする機運が高まりました。

しかし、東西冷戦とその後の冷戦構造の崩壊という時代の流れの中で、大規模な国家間紛争は減少したものの、宗教、民族、思想などを原因とする摩擦や紛争やテロなど、人権をないがしろにした悲惨な事件が後を絶ちません。一方、日本においても現在も差別や偏見による様々な人権侵害が発生しているほか、社会情勢の変化により人権問題も多様化・複雑化してきています。

このような状況の中、お互いを尊重しあい、誰もが住みよいまちづくりを推進するため、「津和野町人権・同和行政基本指針」を策定いたしました。

今後はこの基本指針に基づき、関係機関と連携し、一人ひとりの人権が尊重され、心豊かで差別や偏見のない明るい社会を築くための主体的な取組を町民の皆様とともに進めてまいります。

2015（平成27）年3月

津和野町長 下森 博之

目次

1. 基本指針策定の背景	1
(1) 国内外の動向	1
(2) 島根県の取組	2
(3) 津和野町の取組	2
2. 基本指針策定の趣旨	3
3. 基本指針の位置づけ	3
4. 人権施策の基本理念	4
5. 人権施策の推進体制	5
(1) 同和対策審議会答申と行政の役割	5
(2) 行政職員の資質向上	6
(3) 町民一人ひとりの役割	6
(4) 地域社会の役割	7
(5) 企業、事業所の役割	7
(6) 民間団体等との協働の推進	7
(7) 国や県等との連携・協力	7
6. 人権・同和教育と啓発の推進	8
(1) 社会教育・啓発の推進	8
(2) 学校教育・啓発の推進	9
(3) 指導者の育成	10
7. 個別の人権課題	10
(1) 同和問題	11
(2) 女性	15
(3) 子ども	17
(4) 障がいのある人	19
(5) 高齢者	20
(6) HIV感染者・ハンセン病回復者等	22
(7) 外国人	24
(8) 犯罪被害者とその家族	25
(9) 刑を終えて出所した人等	26
(10) 性同一性障がい者	26
(11) インターネットによる人権侵害	27
(12) 様々な人権問題	28
8. 調査報告書が示すこと	31

資料（津和野町人権・同和問題町民意識調査結果）

※本文中のグラフや表の数値は、原則として四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

1. 基本指針策定の背景

(1) 国内外の動向

1945（昭和20）年に設立された国際連合（以下「国連」という。）では、1948（昭和23）年に、人権の共通の基準を定めた「世界人権宣言」を採択しました。

この第1条の中では、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」と定められています。国連はその後、「世界人権宣言」を実効あるものにするため、1966（昭和41）年の「国際人権規約※」をはじめ、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」など、多くの人権に関する条約を採択しました。

また、1995（平成7）年から2004（平成16）年までの10年間を「人権教育のための国連10年」とする決議とともに、人権についての意識を高め、理解を深めるための具体的プログラムとしての「人権教育のための国連10年行動計画」が採択され、人権という普遍的文化を世界中に構築するための取組が開始されました。

わが国においては、1947（昭和22）年に、「基本的人権の尊重」を基本原理とする日本国憲法が施行され、1956（昭和31）年には、国連に加盟して、国際社会の仲間入りを果たしました。そして、「国際人権規約」をはじめ、「人種差別撤廃条約」など、多くの人権に関する諸条約を批准するとともに、国際的な人権保障の動きに沿った方向で人権施策の充実・普及を図ってきました。

また、わが国固有の人権問題である同和問題については、1965（昭和40）年の「同和对策審議会答申」を受け、1969（昭和44）年の「同和对策事業特別措置法」を施行し、生活環境面の改善などのために様々な取組を進めてきました。この法律に基づく特別対策事業は約30年継続された後、一般対策へと移行されましたが、今もなお大学等への進学率などの教育の問題や、就労面の問題、結婚時を中心として差別意識が残るなど多くの課題があります。

2000（平成12）年には人権教育・啓発の推進は国と地方公共団体の責務であると規定された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行されました。この法律に基づき、2002（平成14）年には、「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されています。

このほかにも、「男女共同参画社会基本法」、「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する

法律（障害者虐待防止法）」など、個別の人権関係法の制定により、21世紀を人権の世紀にふさわしいものとするための様々な取組が積極的に進められています。

「国際人権規約」

- ① 「経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約（略称A規約）」 教育や社会保障を受ける権利など
- ② 「市民的及び政治的権利に関する国際規約（略称B規約）」 生命に関する権利や思想・良心・信教の自由など

(2) 島根県の取組

島根県においても、女性や子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題、外国人など様々な人権課題について、個別の分野ごとに計画やプランを策定するなど、関係部局を中心に国や市町村、関係団体等と連携しながら、それぞれの課題解決のため、計画的に各種施策に取り組んでいます。

2000（平成12）年には「島根県人権施策推進基本方針」（2008（平成20）年10月第一次改定）を策定し、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指して、人権教育・啓発の総合的な取組を積極的に推進しています。

(3) 津和野町の取組

津和野町における施策としての人権・同和問題の取組は、1969（昭和44）年に定められた「同和対策事業特別措置法」に基づく同和対策事業に始まります。1965（昭和40）年の「同和対策審議会答申」は、同和問題について「基本的人権に関わる課題」であり、「その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題」にしてもっとも深刻な「重大な社会問題」と述べています。

この答申や同和対策事業により、同和問題の早期解決を町政の重要課題として位置付け、差別意識を解消するための教育・啓発活動の推進をはじめ、同和地区における生活環境の改善、教育の充実などの対策を推進してきました。

しかし、同和対策事業実施にあたっては、答申の理念が徹底されておらず、また、同和問題についての啓発が不十分であったため、後の津和野町の同和行政において多くの課題を残す結果となりました。

その反省を踏まえて、1978（昭和53）年に「津和野町同和対策推進協議会」を立ち上げ、住民への啓発活動に取り組む一方、2001（平成13）年には、「津和野町同和行政基本指針」、2003（平成15）年に「日原町人権・同和問題基本計画」を策定しました。合併後の平成18年度に「津和野町人権・同和対策推進協議会」を立ち上げ、あらゆる人権問題の解消や、人権意識の高揚に努めるとともに、一人ひとりの人権が尊重される差別のない明るい社会の実現に努めてきたところです。

2. 基本指針策定の趣旨

21世紀は「人権の世紀」といわれています。世界人権宣言は「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」と語っています。

また、日本国憲法は、第14条で「すべての国民は、法の下^{もと}に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と定めています。

同和問題をはじめとする人権問題は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、また、日本国憲法によって保障された基本的人権に関わる重要な問題です。

世界人権宣言や日本国憲法が制定されてから半世紀が経ち、この間、国内外において人権を尊重するための様々な取組が行われてきました。しかし、排他的な考え方や合理性のない因習的な意識などにより、依然として不当な差別や人権問題が指摘されています。

また、近年の国際化、少子高齢化、情報化等の社会の変化に伴って、人権問題をめぐる状況は今後ますます複雑、多様化することが予想されます。人権が尊重され、差別や偏見のない明るい社会をつくるために、行政はもとより、町民一人ひとりのたゆまない努力が必要です。

このため、津和野町では国内外の動向を踏まえ、一人ひとりが尊重される社会の実現を目指すため、「津和野町人権・同和行政基本指針」（以下「基本指針」という。）を策定しました。改めて津和野町においては同和問題をはじめとする、あらゆる人権問題の解決は行政の責務であるとの基本認識に立ち、今後の人権施策の総合的・効果的な取組を推進します。

なお、今回の基本指針策定にあたっては、町民の人権意識の実態把握を目的とした「津和野町人権・同和問題町民意識調査」（以下「町民意識調査」という。）を2014（平成26）年1月に実施したほか、同和地区内の聴き取り調査を行い、その結果を反映させ策定しました。

3. 基本指針の位置づけ

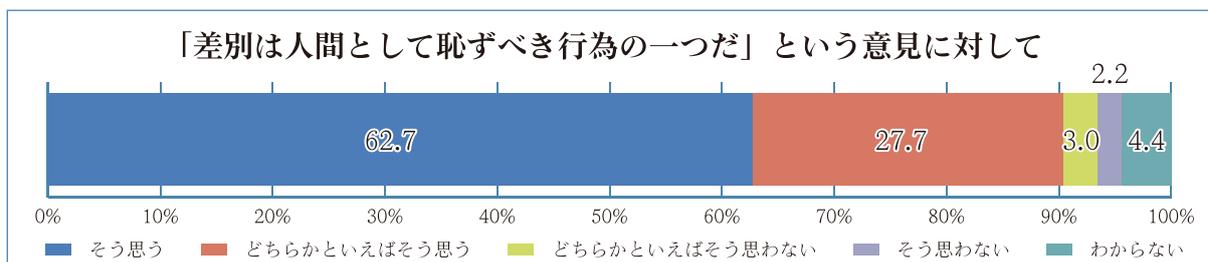
この基本指針は、津和野町におけるあらゆる分野において、人権尊重の視点に

立った行政を推進していくための基本方向を示し、「差別のない明るいまちづくり」を進めていくための基本理念や基本的な視点、施策の方向性を明らかにしたものであり、次のような性格をもちます。

- 「人権教育のための国連 10 年に関する国内行動計画」及び「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第 5 条（地方公共団体の責務）の趣旨に対応する行動計画です。
- 「島根県人権施策推進基本方針」の趣旨に沿った取組の方向性を示します。
- 「第 1 次津和野町総合振興計画」に掲げる「助け合う心を大切にし、明るい家庭や地域をつくるまちづくり」を具体的に進めるための方向性を示します。
- 「津和野町教育ビジョン」に掲げる「人権・同和教育の推進」を具体的に進めるための方向性を示します。
- 今までの津和野町の人権・同和教育、啓発の成果と手法の評価を踏まえ、様々な人権問題の解決を図るための人権教育・人権啓発を創造的・発展的に再構築を図るものです。
- この基本指針は、国内外の社会情勢等の変化に応じて、必要な見直しを行います。

4. 人権施策の基本理念

町民意識調査では、「差別は人間として恥ずべき行為の一つだ」と多くの町民が考えています。



人権とは「差別や偏見」の問題だけでなく、「尊厳をもって自分らしく生きる権利」であり、いつでもどこでも、そしてすべての人が等しく「生まれながらにして持っている基本的な権利」です。

津和野町は、人としての尊厳が守られ、すべての町民が自分らしく暮らせるまちづくりを目指します。人権の尊重こそが、まちづくりの基盤と考えます。また、町民一人ひとりが人権について正しい理解を深めるとともに、自分の人権と同じよう

に他人の人権も尊重することができ、相互に尊重し、その共生を図ることも大切です。

そのため、津和野町全体で、人権が尊重されるまちづくりを推進するために、この基本指針では次のことを基本理念とします。

①共に支えあい、助け合う心を大切にし、明るい家庭や地域をつくるまちづくり

②豊かな人間性と人情味あふれる町民の育成を図り、差別のない明るいまちづくり

5. 人権施策の推進体制

人権施策の推進にあたっては、同和問題、女性や子ども、高齢者、障がいのある人、外国人など、個別の人権課題を所管する行政各課の取組だけでなく町民や地域社会などの社会全体で取り組むことが重要です。津和野町全体による緊密な連携のもとに諸施策を実施していきます。

(1) 同和対策審議会答申と行政の役割

①同和対策審議会答申の意義

1965（昭和40）年の「同和対策審議会答申」は、「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権に関わる課題」と位置付け、「その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」との基本認識を示しました。そして、「現代社会においても、なお著しく基本的人権を侵害され、特に、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないというもつとも深刻にして重大な社会問題である。」と述べています。

しかし、先述のとおり津和野町においてはこの答申の理念が浸透できなかったため、その後多くの課題を残す結果となりました。

町民意識調査の結果においても、この答申の認知度について、旧日原町と比べ、旧津和野町の方が高くなっていますが、それでも全体の3分の1程度に留まります（資料 P3 問2）。このことは、同和問題の啓発と一体となった同和対策事業が行われてこなかったことを示しています。

②行政の役割

過去の経緯から、津和野町においては同和問題の解決が町行政の責務であり、町民一人ひとりの課題でもあるという認識と、差別の解消が緊急かつ重要であると